

2006年9月26日

北海道教育委員会教育長
吉田 洋一 様

(社) 北海道自然保護協会
会長 佐藤 謙

ナキウサギを早急に天然記念物に指定すること並びにナキウサギ保護に対する道教委の基本認識を明確にすることを求める緊急要望書

ナキウサギを天然記念物に指定することについては、当協会が日本自然保護協会と連名で、1988年10月6日づけ、文化庁長官、北海道知事、北海道教育委員会教育長に対して、「北海道の『夕張岳高山植物群落』および『ナキウサギ』を早急に国指定天然記念物に指定することについての要望書」を別紙写しのとおり要望したところであります。

その後、夕張岳については「夕張岳の高山植物群落及び蛇紋岩メランジュ帯」として天然記念物指定が実現しましたが、ナキウサギについてはその後すでに20年近くを経過し、天然記念物指定を求める世論がいつそう高まる反面、その生息環境が危機的状況に陥っているにもかかわらず、いまだに指定が実現されないのは、まこと遺憾なことであります。

したがってここに改めて、ナキウサギを早急に国の天然記念に指定するよう、強く再要望いたします。

ところで最近の一連の新聞報道（例えば、①9月8日道新「絶滅回避への鍵・天然記念物/地元市町が消極姿勢/ナキウサギ指定見送り」、②9月12日道新夕刊「天然記念物指定問題/ナキウサギ保護の必要性なし/地元『言っていない』」、③9月21日道新「道教委/ナキウサギ保護再調査/『不適切』認める」、④9月25日道新「ナキウサギ天然記念物指定/本紙調査・地元10市町『反対』なし」など）によると、

①道教委は文化庁の意向を受けて関係地元市町の意見を聴取し、地元が消極姿勢である旨を文化庁に伝えたこと、②しかしその意見聴取はナキウサギ生息地の一部市町に電話連絡しただけで、しかも地元の意見を正確に伝えず、不適切なものだったこと、③教育長は道議会での「不適切」を認め再調査を表明した、とされています。

この報道から判断する限り、北海道の天然記念物行政を主管する道教委が、ナキウサギ保護に対し主体的にどのような基本認識をもっているのか道民に伝わらず、ただ文化庁と市町との間のメッセンジャー役を果たしているに過ぎないとの印象を受けます。その一方で道教委は、「生息域のほとんどは、すでに天然保護区域になっており、生息域を保護することでナキウサギも保護できる」との見解を示したとも伝えられています。もしこれが事実とすれば、これは驚くべき認識不足といわざるを得ず、これまた「不適切」ということになります。

なぜなら、当協会ではすでに1988年の要望書（別紙参照）で、「ナキウサギも近年は開発の影響を受け…、『特別天然記念物・大雪山』に該当しない部分では、適切な保護手段が講じられないまま危機にさらされております」と指摘しましたが、20年近くを経過した今日では、その危機がいつそう高まっているのです。

例えば、日本で最初にナキウサギが発見された置戸地方、ナキウサギ生息地でもっとも低標高の日高山麓などは、「天然保護区域」とは無関係です。また夕張岳の天然記念物指定地も高山帯だけなので、森林帯のナキウサギ生息地は対象外です。これらの地域では森林施業や道路建設により、生息環境の悪化や破壊が現実起こっています。

また日本におけるナキウサギの最大コロニーである然別湖・東ヌブカウシ山周辺も「天然保護区域」ではないため、士幌高原道路建設の是非が問題となった当時、北海道選出の

国会議員が、「ナキウサギは天然記念物じゃないから道路建設を認めるのが当然」と公言したことは衆知の事実であります。現在、この生息地は比較的簡単にナキウサギの姿に接することができるため、多くの観光客が訪れていますが、適切な保護対策が講じられておらず、写真撮影などで生息地へ踏入れたり、餌やりでおびき寄せるなど、憂慮すべき事態が進行しています。

すなわちナキウサギの最初の発見地、最大規模の生息地、生息地でもっとも標高の低い箇所など、重要な生息環境は、いずれも文化財保護法の適用を受けていないのです。

そうした中で道教委の「生息地のほとんどは、すでに天然保護区域になっており、生息地を保護することでナキウサギも保護できる」という事実を誤認した見解が全道に広まった状態のまま、関係市町村（今回は10市町でなく約30市町村とされる）の意見を聴取すれば、再び「不適切」な結果を招くことは必至です。

また関係市町村からは、「（ナキウサギ保護は）一市町村がいい悪いという問題ではない。保護が必要なのは当然で、國や道教委、道が主導権を握るべきだ」という意見も聞かれます（前記④の道新9月25日報道）。

したがって北海道の天然記念物行政を主管する道教委としては、以上のような客観的事実に基づきながら、早急にナキウサギ保護に対する基本認識を整理し、それを広く道民の前に明らかにするとともに、関係地元市町村への意見聴取の「再調査」に際しては、その基本認識を照会文の冒頭に明記すること（すでに照会文が発送された後であれば、市町村が回答する前に追送すること）を緊急に申入れます。

なお道教委が基本認識として当然に示すべき骨子で、当協会が不可欠と考える事項は、下記のとおりです。

（追記。この「要望書」の写しは、文化庁長官および北海道知事へも送付することを申し添えます。）

記

(1) ナキウサギは、文化庁の「天然記念物・特別天然記念物の指定基準」のうち「特有の産ではないが、日本著名の動物として、その保存を必要とするもの及びその棲息地」であり、「学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの」に該当すること。

(2) ナキウサギ生息地は、例えば大雪山頂部が「天然保護区域」に指定されるなど、高山帯の多くは生息地の保全が図られているが、生息の辺縁部に当たる低標高地の多くは開発などによる環境の悪化・破壊の脅威にさらされており、現実に生息地が破壊された事例も見られ、辺縁部では絶滅の恐れが大きいこと。したがって種指定の必要があること。

(3) 天然記念物保護は、貴重・希少な「記念物」が開発などによって失われるのを防止することが原点だったこと（三好学『天然記念物』1915）に照らすまでもなく、動植物保護に際しては、その生息・生育地の中心部を包含することはもちろん、辺縁部（ナキウサギの場合は低標高地）の保護を図ることが生態学的にも重要で、そのことが文化財保護法第3条「その保存が適切に行われれるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」という地方公共団体の任務に通ずること。

(4) ナキウサギは国内では北海道だけに生息する「日本著名の動物」であり、その生息環境（岩塊地・風穴地とその周辺）が適切に保護されれば、ナキウサギだけでなく、他の多くの植物や小動物も同時に保護されることになる。そのことは保全生物学でいう「象徴種」の保護に該当し、またそれは生物多様性保護に寄与するので、「生物の多様性に関する条約」「生物多様性国家戦略」を履行する義務にも合致すること。

(5) ナキウサギの天然記念物指定の是非を判断するに際しては、関係地元市町村長の意見だけでなく、天然記念物指定を望む多くの道民・国民の意向も重視すること。

陳情書 要望書 意見書

北海道の「夕張岳高山植物群落」
および「ナキウサギ」を早急に国
指定天然記念物に指定することに
ついでの要望書

昭和六十三年十月六日

文化庁長官

植木 浩 殿

北海道知事

横路 孝弘 殿

北海道教育委員会委員長

沢 宣彦 殿

(社)北海道自然保護協会

会長 八木 健三

(財)日本自然保護協会

会長 沼田 眞

北海道の夕張岳(一六六七・八)のおよそ一、三〇〇以上の部分は、蛇紋岩と緑色片岩を母岩とする特殊な高山植物地帯をなし、ユウバリカニツリ、ユウバリキンバイ、ユウバリクモマグサ、ユウパリコザクラ、ユウバリソウ、ユウバリツガザクラ、ユウバリミセバヤ、ユウバリリンドウをはじめ、数多くの貴重な高山植物を産するところである。また付近一帯は、中腹の森林地帯を含めて原始性をよく保ち、学術的にも、景観的にも、他に類例のない優れた自然環境を形成しております。

しかしながら夕張岳では、近年この貴重な高山植物の盗掘が目立つばかりでなく、最近ではリソート時代を背景にして、この自然環境に対しては致命傷となる大型観光開発も目論まれております(資料①参照)。

またナキウサギは日本では北海道の大雪山、日高山脈の一部など限られた地域のみに見られる固有種で、氷期に大陸から渡来した氷河時代の遺存種として有名であります。この学術的価値の高さについては多言を要しないところであります。

このナキウサギも近年は開発の影響を受け、各地でその生息が危機にさらされており、一部の生息地ではナキウサギが絶滅した可能性すら指摘されております。夕張岳の高山植物およびナキウサギについては、文化財保護当局がつとにその重要性を認識し、昭和二十四年に北海道教育委員会が発行した「北海道の史蹟名勝天然記念物」の九十二―九十四ページに「天然記念物指定候補」として「夕張岳高山植物帯」および「大雪山のなきうさぎ」などが明記されております(資料②参照)。

以来、約四十年が経過しましたが、その間、土地所有者などから特別な反対がないにもかかわらず、文化財指定が行われないうまま今日に至っております。当時の天然記念物指定候補で現在も未指定のものであっても、例えば「硫黄山お花畑」は阿寒国立公園特別保護区に「利尻岳高山植物帯」は利尻礼文サロベツ国立公園特別保護地区に、それぞれ指定されたので、他の自然保護制度によって保護の目的が満たされていきます。しかし「夕張岳高山植物群落」は、制度として特別保護地区を欠く道立自然公園に含まれているのみであり、ナキウサギも「特別天然記念物 大雪山」に該当しない部分では、適切な保護手段が講じられないまま危機にさらされております。

「夕張岳高山植物群落」および「ナキウサギ」が、今後とも天然記念物に指定されることなく、いたずらに開発の波にさらされ、貴重な自然環境が荒廃したり、個体群が衰退するようになるとすれば、将来に大きな禍根を残すことになるでしょう。

以上の実情に鑑み「夕張岳高山植物群落」および「ナキウサギ」(種および生息地全域)を早急に国指定天然記念物に指定し、適正な保護対策を強力に実施されることをここに強く要望いたします。

2006年9月26日

文化庁長官 河合 隼雄 様
北海道知事 高橋はるみ 様

(社)北海道自然保護協会
会長 佐藤 謙

ナキウサギを早急に天然記念物に指定することについての要望書

ナキウサギを天然記念物に指定することについては、当協会が日本自然保護協会と連名で、1988年10月6日づけ、文化庁長官、北海道知事、北海道教育委員会教育長に対して、「北海道の『夕張岳高山植物群落』および『ナキウサギ』を早急に国指定天然記念物に指定することについての要望書」を別紙①のとおり要望したところであります。

その後、夕張岳については「夕張岳の高山植物群落及び蛇紋岩メランジュ帯」として天然記念物指定が実現しましたが、ナキウサギについてはその後すでに20年近くを経過し、天然記念物指定を求める世論がいつそう高まる反面、その生息環境が危機的状況に陥っているにもかかわらず、いまだに指定が実現されないのは、まこと遺憾なことであります。したがってここに改めて、ナキウサギを早急に国の天然記念物に指定するよう、強く再要望いたします。

ところで、すでにご承知と思いますが、最近、ナキウサギの天然記念物指定について、文化庁の意向を受けた北海道教育委員会がナキウサギ生息地の関係市町村の意見を聴取したところ、いずれの市町村も天然記念物指定を望んでいないとの感触を得て、その旨を文化庁に報告し、天然記念物指定が見送られたという新聞報道がなされました。しかし、この報道がなされると、関係市町村の多くから真意が伝わっていないとの声が出たため、道教委では意見聴取調査が「不適切」だったことを認め、改めて再調査を行うことを表明いたしました(別紙②)。

またこの調査に関連し道教委では、「ナキウサギ生息域のほとんどは、すでに天然保護区域になっており、生息域を保護することでナキウサギも保護できる」と表明したことが伝えられています(別紙②)。しかしこれは驚くべき認識不足といわざるを得ません。なぜなら、日本で最初にナキウサギが発見された置戸地方、日本最大規模の生息地である然別湖・東ヌプカウシ山周辺、低標高の生息地として名高い日高山麓など、重要なナキウサギ生息地はいずれも「天然保護区域」に該当せず、文化財保護法による保護対象とされておらず、生息環境の悪化・破壊の脅威にさらされているからです。

したがって当協会では北海道教育委員会に対し、別紙③のとおり、関係市町村の意見聴取再調査に先立ち、ナキウサギ保護に関する基本認識を明らかにすることを求めました。

文化庁および北海道においても、別紙③に示された基本認識を共有し、ナキウサギの天然記念物指定に向けてご尽力くださるよう、強く要望いたします。

2006年9月26日

北海道教育委員会教育長
吉田 洋一 様

(社)北海道自然保護協会
会長 佐藤 謙

ナキウサギを早急に天然記念物に指定すること並びにナキウサギ保護に対する道教委の基本認識を明確にすることを求める緊急要望書

ナキウサギを天然記念物に指定することについては、当協会が日本自然保護協会と連名で、1988年10月6日づけ、文化庁長官、北海道知事、北海道教育委員会教育長に対して、「北海道の『夕張岳高山植物群落』および『ナキウサギ』を早急に国指定天然記念物に指定することについての要望書」を別紙写しのとおり要望したところであります。

その後、夕張岳については「夕張岳の高山植物群落及び蛇紋岩メランジュ帯」として天然記念物指定が実現しましたが、ナキウサギについてはその後すでに20年近くを経過し、天然記念物指定を求める世論がいつそう高まる反面、その生息環境が危機的状況に陥っているにもかかわらず、いまだに指定が実現されないのは、まこと遺憾なことであります。

したがってここに改めて、ナキウサギを早急に国の天然記念に指定するよう、強く再要望いたします。

ところで最近の一連の新聞報道（例えば、①9月8日道新「絶滅回避への鍵・天然記念物/地元市町が消極姿勢/ナキウサギ指定見送り」、②9月12日道新夕刊「天然記念物指定問題/ナキウサギ保護の必要性なし/地元『言っていない』」、③9月21日道新「道教委/ナキウサギ保護再調査/『不適切』認める」、④9月25日道新「ナキウサギ天然記念物指定/本紙調査・地元10市町『反対』なし」など）によると、

①道教委は文化庁の意向を受けて関係地元市町の意見を聴取し、地元が消極姿勢である旨を文化庁に伝えたこと、②しかしその意見聴取はナキウサギ生息地の一部市町に電話連絡しただけで、しかも地元の意見を正確に伝えず、不適切なものだったこと、③教育長は道議会でその「不適切」を認め再調査を表明した、とされています。

この報道から判断する限り、北海道の天然記念物行政を主管する道教委が、ナキウサギ保護に対し主体的にどのような基本認識をもっているのか道民に伝わらず、ただ文化庁と市町とのメッセンジャー役を果たしているに過ぎないとの印象を受けます。その一方で道教委は、「生息域のほとんどは、すでに天然保護区域になっており、生息域を保護することでナキウサギも保護できる」との見解を示したとも伝えられています。もしこれが事実とすれば、これは驚くべき認識不足といわざるを得ず、これまた「不適切」ということになります。

なぜなら、当協会ではすでに1988年の要望書（別紙参照）で、「ナキウサギも近年は開発の影響を受け…、『特別天然記念物・大雪山』に該当しない部分では、適切な保護手段が講じられないまま危機にさらされております」と指摘しましたが、20年近くを経過した今日では、その危機がいつそう高まっているのです。

例えば、日本で最初にナキウサギが発見された置戸地方、ナキウサギ生息地でもっとも低標高の日高山麓などは、「天然保護区域」とは無関係です。また夕張岳の天然記念物指定地も高山帯だけなので、森林帯のナキウサギ生息地は対象外です。これらの地域では森林施業や道路建設により、生息環境の悪化や破壊が現実起こっています。

また日本におけるナキウサギの最大コロニーである然別湖・東ヌブカウシ山周辺も「天然保護区域」ではないため、士幌高原道路建設の是非が問題となった当時、北海道選出の

国会議員が、「ナキウサギは天然記念物じゃないから道路建設を認めるのが当然」と公言したことは衆知の事実であります。現在、この生息地は比較的簡単にナキウサギの姿に接することができるため、多くの観光客が訪れていますが、適切な保護対策が講じられておらず、写真撮影などで生息地へ踏入れたり、餌やりでおびき寄せるなど、憂慮すべき事態が進行しています。

すなわちナキウサギの最初の発見地、最大規模の生息地、生息地でもっとも標高の低い箇所など、重要な生息環境は、いずれも文化財保護法の適用を受けていないのです。

そうした中で道教委の「生息地のほとんどは、すでに天然保護区域になっており、生息地を保護することでナキウサギも保護できる」という事実を誤認した見解が全道に広まった状態のまま、関係市町村（今回は10市町でなく約30市町村とされる）の意見を聴取すれば、再び「不適切」な結果を招くことは必至です。

また関係市町村からは、「（ナキウサギ保護は）一市町村がいい悪いという問題ではない。保護が必要なのは当然で、国や道教委、道が主導権を握るべきだ」という意見も聞かれます（前記④の道新9月25日報道）。

したがって北海道の天然記念物行政を主管する道教委としては、以上のような客観的事実に基づきながら、早急にナキウサギ保護に対する基本認識を整理し、それを広く道民の前に明らかにするとともに、関係地元市町村への意見聴取の「再調査」に際しては、その基本認識を照会文の冒頭に明記すること（すでに照会文が発送された後であれば、市町村が回答する前に追送すること）を緊急に申入れます。

なお道教委が基本認識として当然に示すべき骨子で、当協会が不可欠と考える事項は、下記のとおりです。

（追記。この「要望書」の写しは、文化庁長官および北海道知事へも送付することを申し添えます。）

記

(1) ナキウサギは、文化庁の「天然記念物・特別天然記念物の指定基準」のうち「特有の産ではないが、日本著名の動物として、その保存を必要とするもの及びその棲息地」であり、「学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの」に該当すること。

(2) ナキウサギ生息地は、例えば大雪山頂部が「天然保護区域」に指定されるなど、高帯の多くは生息地の保全が図られているが、生息の辺縁部に当たる低標高地の多くは開発などによる環境の悪化・破壊の脅威にさらされており、現実に生息地が破壊された事例も見られ、辺縁部では絶滅の恐れが大きいこと。したがって種指定の必要があること。

(3) 天然記念物保護は、貴重・希少な「記念物」が開発などによって失われるのを防止することが原点だったこと（三好学『天然記念物』1915）に照らすまでもなく、動植物保護に際しては、その生息・生育地の中心部を包含することはもちろん、辺縁部（ナキウサギの場合は低標高地）の保護を図ることが生態学的にも重要で、そのことが文化財保護法第3条「その保存が適切に行われれるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」という地方公共団体の任務に通ずること。

(4) ナキウサギは国内では北海道だけに生息する「日本著名の動物」であり、その生息環境（岩塊地・風穴地とその周辺）が適切に保護されれば、ナキウサギだけでなく、他の多くの植物や小動物も同時に保護されることになる。そのことは保全生物学でいう「象徴種」の保護に該当し、またそれは生物多様性保護に寄与するので、「生物の多様性に関する条約」「生物多様性国家戦略」を履行する義務にも合致すること。

(5) ナキウサギの天然記念物指定の是非を判断するに際しては、関係地元市町村長の意見だけでなく、天然記念物指定を望む多くの道民・国民の意向も重視すること。

陳情書 要望書 意見書

北海道の「夕張岳高山植物群落」
および「ナキウサギ」を早急に国
指定天然記念物に指定することに
ついての要望書

昭和六十三年十月六日

文化庁長官 植木 浩 殿
北海道知事 横路 孝弘 殿
北海道教育委員会委員長 沢 宣彦 殿

北海道自然保護協会

会長 八木 健三

北海道自然保護協会

会長 沼田 眞

北海道の夕張岳（一六六七・八坪）のおよそ一、三〇〇以上の部分は、蛇紋岩と緑色片岩を母岩とする特殊な高山植物地帯をなし、ユウバリカニツリ、ユウバリキンバイ、ユウバリクモマクサ、ユウバリコサクラ、ユウバリソウ、ユウバリツガザクミ、ユウバリミセバヤ、ユウバリリンドウをはじめ、数多くの貴重な高山植物を産するところである。また付近一帯は、中腹の森林地帯を含めて原始性をよく保ち、学術的にも、景観的にも、他に類例のない優れた自然環境を形成しております。

しかしながら夕張岳では、近年この貴重な高山植物の盗掘が目立つばかりでなく、最近ではリゾート時代を背景にして、この自然環境に対しては致命傷となる大型観光開発も目論まれております（資料①参照）。またナキウサギは日本では北海道の大雪山、日高山脈の一部など限られた地域のみに見られる固有種で、氷期に大陸から渡来した氷河時代の遺存種として有名であります。この学術的価値の高さについては多言を要しないところであります。

このナキウサギも近年は開発の影響を受け、各地でその生息が危機にさらされており、一部の生息地ではナキウサギが絶滅した可能性すら指摘されております。夕張岳の高山植物およびナキウサギについては、文化財保護当局がつとにその重要性を認識し、昭和二十四年に北海道教育委員会が発行した「北海道の史蹟名勝天然記念物」の九十二―九十四ページに「天然記念物指定候補」として「夕張岳高山植物帯」および「大雪山のなきうさぎ」などが明記されております（資料②参照）。

以来、約四十年が経過しましたが、その間、土地所有者などから特別な反対がないにもかかわらず、文化財指定が行われないまま今日に至っております。当時の天然記念物指定候補で現在も未指定のものであっても、例えば「硫黄山お花畑」は阿寒国立公園特別保護区に「利尻岳高山植物帯」は利尻礼文サロベツ国立公園特別保護地区に、それぞれ指定されたので、他の自然保護制度によって保護の目的が満たされていきます。しかし「夕張岳高山植物群落」は、制度として特別保護地区を欠く道立自然公園に含まれているのみであり、ナキウサギも「特別天然記念物 大雪山」に該当しない部分では、適切な保護手段が講じられないまま危機にさらされております。

「夕張岳高山植物群落」および「ナキウサギ」が、今後とも天然記念物に指定されることなく、いたずらに開発の波にさらされ、貴重な自然環境が荒廃したり、個体群が衰退するようなことがあれば、将来に大きな禍根を残すことになるでしょう。

以上の実情に鑑み「夕張岳高山植物群落」および「ナキウサギ」（種および生息地全域）を早急に国指定天然記念物に指定し、適正な保護対策を強力に実施されることをここに強く要望いたします。